

令和2年第4回市民福祉委員会会議録

令和2年6月10日

恵那市議会 議場

開 会： 午後1時27分

委 員 長 柘植 孝彦

副委員長 西尾 努

2番委員 近藤 純二、3番委員 安藤 直実、4番委員 堀 誠

委員長 ; 皆さんこんにちは。ただ今から、令和2年第4回市民福祉委員会を開会いたします。
本日の会議は、去る5月29日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに市長さん、挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆様こんにちは。本日は第4回となります市民福祉委員会でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

少しだけ、近況の報告を申し上げますと、まず特別定額給付金でございますが、昨日までに審査が終わったもので、明日振り込まれるもの、これが処理済みということになっておりまして、人数ベースで97.7%の執行ということでございまして、残りが1,200人ほどということになっております。もし、お近くの方でまだ申請なされてないというような方がいらっしゃいましたら、ぜひ、申請していただきますようによりしくお願いいたします。

それから、イベントが幾つかキャンセルになっておりまして、恵那市でも、オリンピックに伴いまして事前キャンプがなくなりましたし、みのりのみのり祭りもなくなり、地域のお祭りもなくなっております。

そんな中ではございますが、先週6月2日に、ラリージャパンの活用推進委員会の恵那市版を立ち上げさせていただき、商工会議所の会頭に会長になっていただきまして、恵那市としての取り組みを進めるということにさせていただきました。まだ開催が、一応やる前提で今動いておりますけれども、まだなかなか見えないところでございますが、準備は進めてまいりたいというふうに思っております。

また、昨日の新聞報道にも出ましたように、東濃厚生病院にお勤めの看護師の方が、

感染者として、土岐市の在住の方ですね、出られました。恵那市のほうに、問い合わせが何件あったかという、今朝までの数字でございますが、2件ほどあったということで、思ったよりも多くの方からの問い合わせはないということでございますので、引き続き注視してまいりたいと思いますし、先ほどのお話ですと、12日の金曜日から、病院を再開するというのも、情報としては届いておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の付託事件につきまして、活発なご意見を賜りますようによろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして議長さん、挨拶をお願い申し上げます。

議長 ; 皆さん、こんにちは。第4回の市民福祉委員会、大変ご苦勞さんでございます。

今、市長さんからもお話があつて、特別定額給付金、本当に市の職員の方、対応をしっかりと早くしていただいて、90何%という高い支給率で、市民の方からも、本当に早く支給してもらえたといつて、喜んでおられる声をたくさん聞きました。本当にご苦勞さんでございました。

それと、今日は新型コロナの影響で、委員会も議場で開催するというところでございますので、ちょっと変わった雰囲気、委員会ができるかなという状況でございます。それでは今回、4件の付託事件でございます。慎重審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、着座にて、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してから、マイクに向かって発言するよう、お願いをいたします。

委員長 ; はじめに、「議第56号 恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の制定について（所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; お願いします。恵那市の看護師の修学資金については、規則で既に平成23年から定められておりますので、この条例に入れ込まなければいけないという、何か理由があるのか、条例がないと、法令上の問題があるのか、どういうことなんでしょうか。

委員長 ; はい、地域医療課長。

地域医療課長 ; はい。貸付金の返還に係る債務の免除についても、現在の規則で定めておりますが、地方自治法第96条の第1項10を見ますと、権利放棄することについて、条例に定めのない場合には、議会の議決を得る必要があります。しかしながら今回、保育教諭の修学資金貸付規則を制定するに当たり、免除の条件を整理しておりましたところ、個人情報保護の観点からも、条例に定めることが適切であるということで、制定することにいたしました。以上でございます。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 規則で定めた場合のときは、議決が要るっていうのは、どういったときに議決が要るということですか。条例にないときには、議決しなければいけないというふうに言われたけど、どういう意味ですか、何のときの議決ですか。

委員長 ; はい、地域医療課長。

地域医療課長 ; 貸付金の返還の債務の免除をする場合、条例の定めがない場合には、議会の議決を得る必要があるということになります。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; そうすると、債務放棄するって言われました。そのときに、規則のままだと議決が要るからっていうふうなので、条例に定めたっていうことは、そういった場合が起きたときに、市の手間が省けるかなと。そういったことでよろしいですか。議案に起こさなければいいということですよ。

委員長 ; はい、地域医療課長。

地域医療課長 ; 免除の条件を今回、整理させていただきましたけれども、その中には精神障がいや、身体の障がいを負って返還が不可能となったとき、あるいは、やむを得ない事情があるということになりますと、個人情報の保護のこともございますので、議会の議決を得るよりは、条例で定めたほうがいいということになりました。以上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第56号 恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の制定について(所管部分)」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 6 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 5 8 号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 8 号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 8 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 0 号 恵那市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 0 号 恵那市介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 0 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 5 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部

分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。はい、1 番委員。

1 番委員 ; はい、障がい者地域生活支援事業費の対象者についてですが、350 名と説明をいただいたんですが、この対象者の方というのは、市内、恵那市の住民の方だけなのかどうかというのを、ちょっと教えていただきたいです。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。今回の対象につきましては、市内に在住の方で、福祉サービスを利用する方、要は恵那市から障がい福祉サービス受給者証を発行している方でございます。

ちなみに人数は 274 名おります。あと、市外に住所を有する方で、市内障がい福祉サービス事業所を利用している方も対象としておりまして、人数は事業所のほうに聞き取りをして、76 人ぐらいということで、合計 350 人を見込んでおります。以上です。

委員長 ; はい、1 番委員。

1 番委員 ; はい、今ほんと、受託事業自体がかなり減つとるのが現状なので、こういう手当てをしていただけるというのは本当にありがたいと思います。ましてや、その利用者の方たちっていうのは、やっぱ市内と市外っていうのは、本人たちは全然その辺の意識がないっていうところがあって、同じように出していただけることは本当に助かります。ありがとうございます。

引き続き、今度は高齢者等生活支援事業費のことで、こちらも 1 万円の公共交通の利用助成を出していただけるということなんですけど、もう少し内容の説明をいただけるとありがたいですが。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。高齢者の公共交通利用を促すためにということで、今回予算計上させていただいておりますが、100 円のチケットを 100 枚綴りまして、1 万円分のチケットを交付したいと考えております。このチケットを、公共交通を利用する際に、金券として利用をしていただくというものでございます。

利用者の方につきましては、公共交通利用時に使っていただくということになります。公共交通事業者に対しましては、そのチケットを毎月、取りまとめていただきまして、市のほうへ請求をいただく。その金額に対して補助金として、市から交付をさせていただきたいと考えております。以上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、4 番委員。

4 番委員 ; 今の答弁の関連ですけれども、この公共交通機関のエリアの範囲というのは限定されていないのかっていうのが 1 点と、もう 1 点は、このチケットの有効期限というのは存

在するのかっていうことを、お聞きしたいんですけども。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。エリアにつきましては、明知鉄道については全線、バスについては、恵那市のコミュニティバス、または、恵那市を通過するバスということを考えております。です。起点または、終点が恵那市内であるということをお願いしております。タクシーについても同様で、起点または終点が、恵那市内であるということを条件に、使っていただこうと考えております。

続きまして、有効期限については、7月15日から発行を、今予定しておりますけれども、年度内、令和3年3月31日まで使用できるものとして、今、設計をしております。以上でございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; はい、今の公共交通の利用についてなんですけども、何か説明を聞いていると、公共交通を使うためにやっているような、そうじゃないと思うんです。

ここに、目的のところに書いてあるのは、高齢者の外出を促すってということだと思います。緊急事態宣言が終わったけども、気をつけながら、やっぱ外出していただくということが前提にあると思いますので、そこをやっぱりきちっとして、申請書とかそういうものを送るときに、きちとうたっていただかないといけないんじゃないかっていうことと、もう1つは、市内の対象者9,000人ぐらいっていうふうには、75歳ですから、すごく多いですね。その中には、もちろん今でも運転できる方がいらっしゃいますし、いろんな方がいらっしゃいます。運転できる方については、これ、対象になるというような感じなんですけども、実際に利用があるのかなっていうことを感じます。ちょっとまずこの辺のことについてお尋ねしたいです。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。委員ご指摘のとおり、本来の趣旨は、これまでの自粛において高齢者のフレイルであったりとか、介護度の重度化を防ぐために、外出をしていきましょうというところがございますので、その趣旨につきましては、申請書を全対象者にお送りいたします際に、しっかりと書き込んで、その趣旨をよく理解していただいて、実施をしていきたいと考えております。

また、対象者の中には、75歳以上ということで今回区切っておりますので、お元気で、車の運転も十分にできる方から、多分寝たきりの方までお見えになられます。よって、申請書をお送りするという行為を今回させていただきますが、申請主義にさせていた

だきましたのは、そういった状況をご自身の中で踏まえていただいて、ご利用いただける方につきましては、申請をしていただこうということを考えております。

よって、全ての方に直接お送りしなかったものは、使われない方もお見えでしょうし、必要ない方もお見えでございますので、その辺を、申請主義にさせていただいたところでございます。以上です。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; はい。記者発表の資料もちょっと見させてもらったんですけど、そっちを見ますと、申し込み方法のところ、3番のところに、審査をして審査後に、チケットを郵送、または、チケットをその窓口で受け取る。ということが書いてありますけど、その審査っていうのは、どういうことなんですかね。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。今回につきましては、対象者について事前にリストを作成して、そこへ申請書をお送りさせていただきます。よって、申し込み申請者が、当該リストに載っている方かどうかの確認をとらせていただいて、再度送付をさせていただきたいと考えております。ですので、複雑な審査ではございません。はい。以上です

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; ちょっとぜひお願いしたいのは、やっぱり、それを使って目に見えた成果っていうのはないかもしれないんですけど、やっぱり、どちらに、どんなことに使われたかとか、そういったものを、何かどこかで聞くような機会、やっぱり1万円分って嬉しいですし、こんなの私新型コロナじゃなくても、本当に交通手段のない人にとっては、チケット欲しいと思います。けども、今回は新型コロナ対策っていうことですよね。そうすると、外出自粛っていうことを、気をつけながら外出もしてください。そんな細かく書く必要ないんですけども、何かそういったアンケートで、皆さんがどういうふうに使われたかとか、介護度になるところまでは、ちょっとチェックはできないかもしれませんが、何かそういったことも、ヒアリングされたらどうかなと思いますけど。ちょっと考えてもらえないでしょうか。

委員長 ; それは、要望でよろしいですか。

3番委員 ; もしお答えができれば。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。利用します交通事業者に対しましては、バス、鉄道は無理なんですけれども、タクシーでありますとか、福祉タクシーといったものにつきましては、ヒアリングを

かけまして、どのような利用目的か確認をしようと考えております。

利用者の方にアンケートということになりますと、ご高齢の方が多いものですから、あまり上手く聞き取れないのかなというふうに当初考えておりましたので、できれば事業者側へのヒアリングを実施していきたいと思っております。以上でございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、2番委員。

2番委員 ; はい、ひとり親家庭に480人ほどですけども、1万円の商品券とありますけども、この商品券の内容を教えてください。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。商品券の内容ということでございますが、商工観光部のほうで行います、プレミアム商品券のそのものを使いまして、その内の1万円分という意味合いでございます。以上でございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; 今の、ひとり親家庭の商品券のことですが、保護者もお仕事が減ったとか、全体的に減っている中で、商品券、ありがたい話だと思いますが、その金額ですけど、1万円というふうに設定した理由はということかということと、5月13日に母子寡婦会とか、福祉団体の方たちとのヒアリングを早速されていますよね。そのときに、新型コロナに関しての影響があったとか、どんな意見が出ていったかを教えてもらいたいです。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。1つ目の1万円の根拠というものでございますが、答えから申し上げれば、根拠というものはございませんが、ひとり親の方々が、ご苦労なさっているという事実をもとに、少しでもご援助申し上げるというようなところだけでございます。1万円ではなければならないということではありませんが、もっと沢山ご援助申し上げればよろしいわけですけども、今回は1万円ということに設定をさせていただいたというものでございます。

それから、2つ目のご質問の、ヒアリングの意見には何があったか。ということでございますが、母子寡婦福祉会が、意見交換会に出席いただいております。その中では、特に休み中の子供の対応に苦慮していることを話されました。例えば少人数に分けてでも、子どもを預かってもらえると良かった。であるとか、毎日でなくてもいいので、給食を出してもらいたいような勘考ができないだろうか。というようなこと。

あるいは、家に子どもだけで居て、勉強ができない状態である。というようなお困り事。また、経済的な問題といたしましては、仕事が減って経済的に苦しい。というこ

とであるとか、食費がかさんでおりますし、ジャンクフードばかりで、栄養的に心配である。と、というようなことでした。その他、疲労的なことも言っておられまして、親が楽にできる時間が欲しい。というようなことでした。以上でございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい、感染防止対策費等ということで、地域医療確保対策事業費、病院、市内の医療機関へマスクなどを配布しますということですが、医療用マスク 2,000 枚掛ける 500 円という積算が、全員協議会の資料に書いてございましたけども、このマスク 1 枚 500 円ってというのは、やっぱり、N95 とかそういったタイプのマスクなのか、ちょっと高いなという気はしますけども、そういったものでしょうか。

それと、防護服とかマスクも含めてですけど、全ての医療機関に配布するのか、どこに配布されるのかを教えてください。

委員長 ; はい、地域医療課長。

地域医療課長 ; はい。まず医療用マスクについてですけれども、こちらについては、具体的には、N95 マスクというものを想定しております。

こちらは、かなり高機能のマスクでございまして、大体 0.1 から 0.3 ミクロンの微粒子を、95%以上除去できるという、かなり性能のいいマスクでございます。一般的な医療のサージカルマスクよりも機密性が高く、よりリスクの高い診療に当たる場合に使用するものでございます。

今回、5 月中旬に医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表者の方と、意見交換会を行ったときには、現在今いちばん最も不足しているのが、PPE、個人防護具で、ガウンですとか、フェイスシールドですとか、そういったものが入手困難となっております。特にN95 マスクについては、入手できない状況にあるので要望したい。というようなご意見がありました。

また、国のほうでも、4 月 10 日付けで、N95 マスクの例外的取り扱いについて、入手困難であることから、再利用の方法ですとか、あるいは代用品として、一部の医療用のKN95 マスクをN95 マスク相当として認めている、というようなところでございます。そういうことから、1 つ当たりの単価が 500 円と設定させていただいておりますけれども、未だ入手困難な状況が続いております。実際のところ、単価が把握できてない状況ではあります。ただ、医療用ではないKN95 号マスクは、今 250 円程度になっておりますので、500 円程度が妥当ではないかと思っております。

また、配付先につきましては、市内の医療機関 28 カ所と、歯科診療所 21 カ所、それから薬剤師会の 16 カ所などを想定しております。以上でございます。

委員長 ; はい、3 番委員

3 番委員 ; 大変ありがたい。という話を聞いています。特に医療機関に勤めている看護師さんなんかも、マスクとかがないっていう話ですけど、ここの、市からの配布のマスクも、看護師さんにもちゃんと渡すのかなというところが心配ですが、その辺はいかがですか。

委員長 ; はい、地域医療課長。

地域医療課長 ; 当然、医師と看護師など、医療従事者に向けて、配布したいと思っております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 5 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部分）」

は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 5 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和 2 年第 4 回市民福祉委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後 1 時 57 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 柘 植 孝 彦